

第2章 史跡の概要と現状

第1節 史跡周辺の自然条件

1. 位置と立地

国指定史跡名越切通は、逗子市小坪7丁目・久木9丁目及び鎌倉市大町7丁目に所在し、大きく分けると、JR横須賀線名越トンネル直上の尾根に位置する「切通」=交通遺跡・防衛遺構、「まんだら堂やぐら群」=葬送関連遺跡及びここから東に続く「大切岸」=防衛遺構とからなる。

切通は、現在の鎌倉市大町5丁目から山中を久木7丁目へと抜けて三浦方面に至る道である。逗子市側のかかなりの部分の道は亀ヶ岡団地の造成により失われているが、切り立った細い堀割状の切通部分と山腹路の繰り返しによりなり、鎌倉七口の中では比較的旧状を良く留める。切通路の上方には雑段状の平地と切岸が断続的に形成される。また、逗子市と鎌倉市の行政区界をなす北東-南西方向の尾根には、逗子側に高さ3~5m、場所によっては約10mもの絶壁を構え、更にその下にも切岸を伴った大小の平地が幾重にも連続する大切岸を形成している。大切岸上の尾根道は鎌倉の浄明寺・釈迦堂方面に通ずるが、途中は鎌倉逗子ハイランドの造成により大きく断ち切られている。

切通路中ほどの尾根上には100穴以上のやぐらからなるまんだら堂やぐら群がある。やぐらは主に鎌倉とその周辺地域などに分布する中世独特の葬送遺構で、崖面を水平に掘り込んだ横穴に石塔などを安置し、納骨するものが多い。

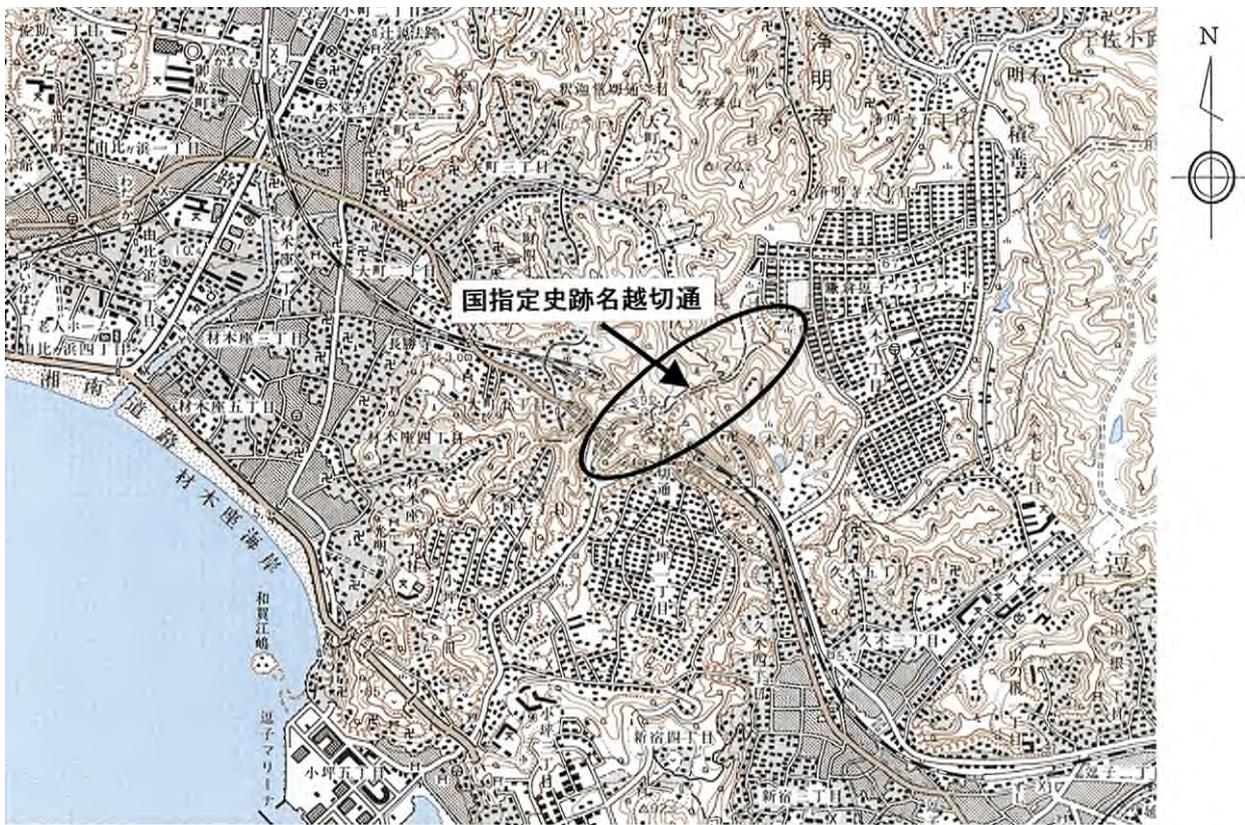


図2-1 名越切通の位置

(国土地理院『2万5千分の1地形図』「鎌倉」より抜粋・加筆)

2. 気 象

逗子市は黒潮暖流の影響を受け、神奈川県内の内陸部に比べ温暖である。北、東、南の三方を丘陵に囲まれ、中央部が東西に長い谷状の低地で、西が相模湾に開けていることが気候に影響している。冬季は北側の丘陵により季節風がさえぎられて弱まり、晴天の暖かい日が続く、また夏季は高温湿潤な気候であるが、日中は海風が発生して気温の上昇が押さえられ、内陸部よりしづやすい。

図2-2に逗子市の気温と降水量の月別変化を示す。

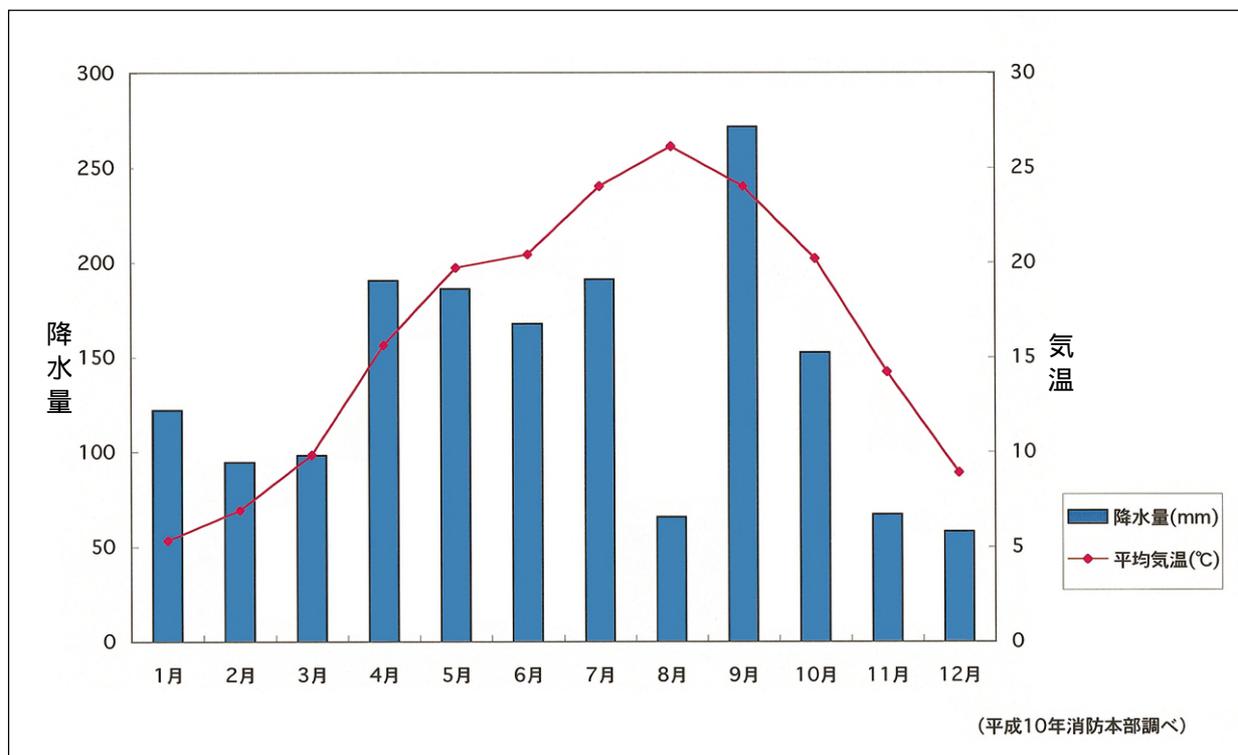


図2-2 逗子市の気象の月別変化(逗子市『逗子市市勢要覧 平成11年度版』より)

3. 地質

3-1. 指定地周辺の地質

指定地周辺には、新第三紀の三浦層群が分布する。当該地域は三浦層群のうち逗子層と池子層から構成されている。池子層は逗子層の上位を整合で被覆する。地層は緩やかに北西方向に傾斜している。当該地域では標高50m前後に地層境界があり、南側の低標高部に逗子層の泥岩砂岩の互層、北側の高標高部に池子層の鷹取山火砕岩部層が分布する。

図2-3に名越切通周辺の地質図を示す。

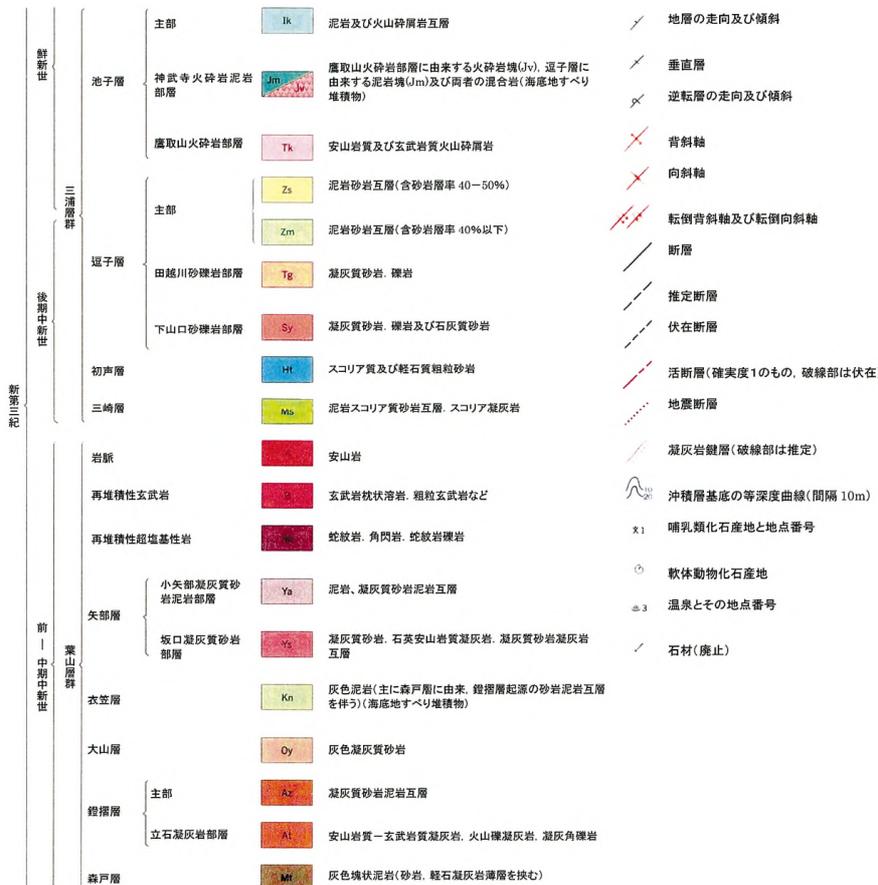
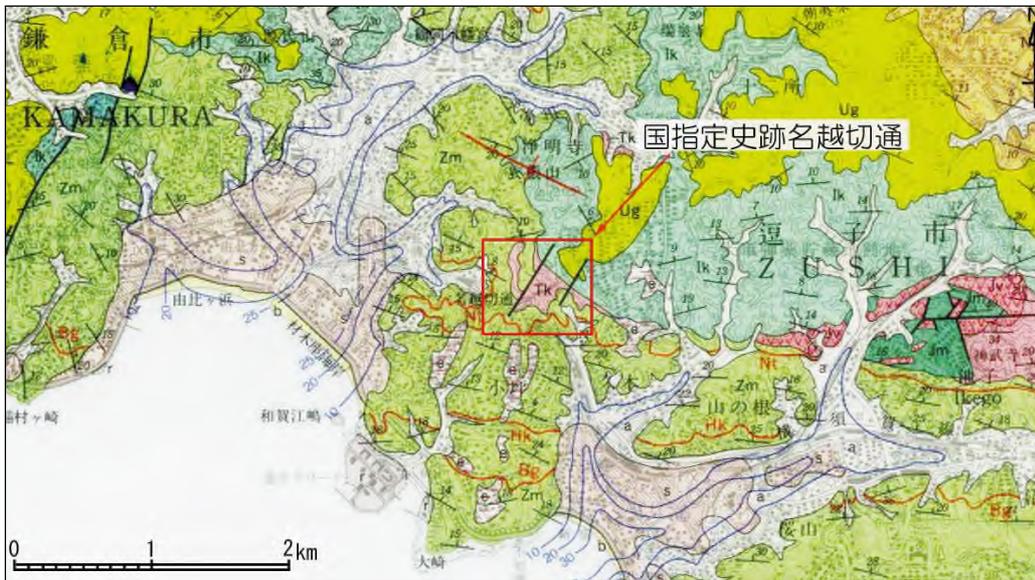


図2-3 名越切通周辺の地質図(地質調査所 5万分の1地質図幅、「横須賀」より抜粋・加筆)

3 - 2 . 史跡と地質

指定地内の切通、まんだら堂やぐら群、大切岸といった遺構の大部分は、池子層を掘削して作られている。切通部分には逗子層とこれを被覆する池子層の両層が分布する。崩落部分の壁面で地層境界を観察することができる。

指定地に分布する池子層は軽石を含む火山砕屑岩で鷹取山火山砕屑岩部層に相当する。また、逗子層は逗子層主部に相当する泥岩優性の泥岩砂岩互層に相当する。

指定地に分布する地層の代表例を写真2-1及び写真2-2に示す。



写真2-1 池子層の露頭

軽石を含む火山砕屑岩。地層は硬く、広い間隔の開口した割目が入っている。表面は比較的滑らかである。横方向に入る筋は池子層の中の凝灰岩層の単層を示す。



写真2-2 逗子層の露頭

泥岩～シルト岩。所々に砂岩層を挟有する。露頭表面には風化によって生じたスレーキングという細かい割目が発達している。地層はスレーキングの発達した部分では柔らかい。スレーキングの発達した部分は表面から10cm程度の厚さの薄い板状に崩壊することが多い。

地層の違いは、風化作用に対する岩盤の劣化状況にも影響している。写真でもわかるように、上位の池子層は間隔の広い割目が発達しやすい。この割目で囲まれた部分が落石として崩落する。

一方、逗子層は岩盤全体にスレーキングが発達し、岩盤の表層が厚さ10cm程度の板状に剥落する。

池子層は比較的風化に強く、逗子層は風化に弱い。このことから池子層は切岸ややぐらを掘削するのに適した地層といえる。

3 - 3 . 崩落部分の地質と壁面の崩壊

切通路崩落部分の壁面では、池子層と逗子層の地層境界を観察することができる。地層境界は緩やかに北に向かって傾斜しており、切通の鎌倉側の入り口付近で地中に没し、逗子側の入り口付近で壁面の高い位置に出現する。崩落部分の地質平面図を図2-4に示す。

崩落部分は現在、崖面崩落の危険性が高いため通行止めとなっている。崩壊形態としては、池子層部分で発生する落石と逗子層部分で発生する表層崩壊が想定されている。風による振動が崖面の崩落に影響を与えていると考えられる樹木については平成11年7月に伐採を行ったが、その後平成12年4月に0.2m³程度の崩落が発生している。

先に示したように崩落部分には、池子層の下位に逗子層が出現し、逗子層の方が風化に弱い。逗子層は池子層に上を被覆されているかぎり風化の進行が遅いが、掘削されて地表に現れた時点から風化が進行する。

こうした地層の性質から、現在の崩落部分の形状は

壁面部分で下位の逗子層の風化が先に進行して崩落が発生する。

壁面の下方が崩壊によってえぐり取られるため、上側の池子層が崩壊する。

という崩壊のサイクルが繰り返されて形成されたものであると推察される。

したがって、切通路の崩落部分が築造された当時は、現在よりも道幅が狭かったであろうことが推察される。

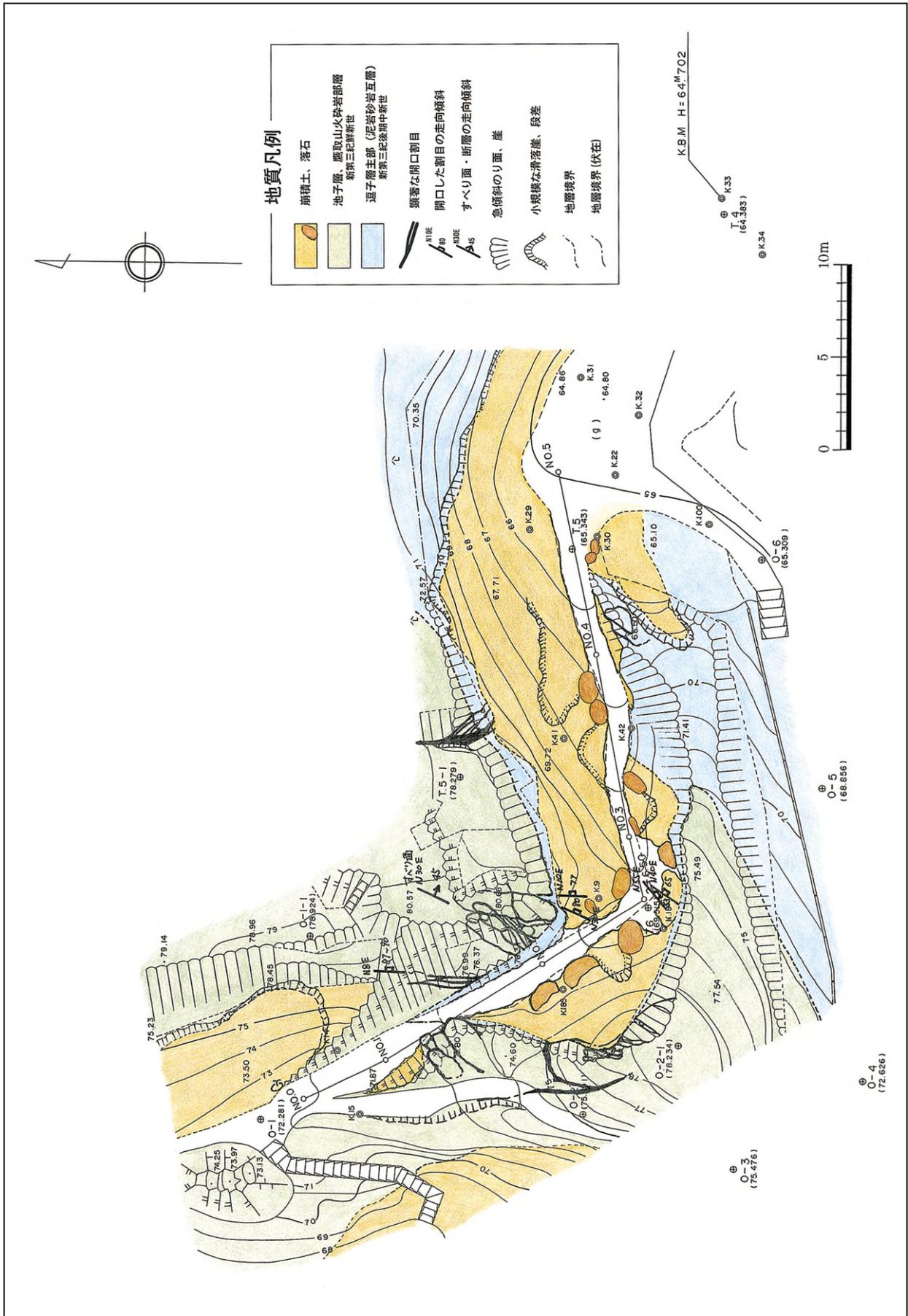


図2-4 崩落部分の地質平面図

4. 植 生

4 - 1 . 植生の概要

名越切通周辺は海拔50～80mと低く、海からの距離も1 km程度と近いため、比較的温和な気候であり、植物分布ではヤブツバキクラス域に大別される。地形的には丘陵地の尾根部であり、尾根上の平坦部や山腹斜面上部が分布する。山腹は急傾斜や絶壁となっていること、史跡指定されていることから開発が進んでおらず、樹林がよく残存している。

樹林としてはスダジイ、タブノキが樹冠に優占する常緑広葉樹林、コナラ、エノキ、カラスザンショウが樹冠に優占する落葉広葉樹林、スギやヒノキによる植林地などがある。草地としては畑地雑草群落やそれらが放棄されたと思われるカナムグラ - ススキ群落が比較的平坦な場所にみられる。

4 - 2 . 指定地周辺の植生

史跡を含む周辺の植生は、表2-1に示す7つの群落に区分される。表2-1に示した自然度は宮脇・原田『鎌倉市の環境保全と緑の環境創造に対する植物社会学的研究(1974)』を引用した。

また、指定地周辺の植生図は図2-5に示した通りである。

表2-1 確認された植生群落

群落名称	自然度
常緑広葉樹林	自然度
落葉広葉樹林	自然度
スギ・ヒノキ植林	自然度
竹林	自然度
カナムグラ - ススキ群落	自然度
畑地雑草群落	自然度
人工草地・裸地・人工構造物	自然度

自然度 : 自然植生もしくは自然植生とほぼ同じ種組成をもった植物群落

自然度 : 自然植生が比較的良好に復元している二次林、植林

自然度 : 二次草原、人為的影響が比較的頻繁に加わっている植生

自然度 : 耕作地雑草群落、都市雑草群落

自然度 : 住宅地、造成地、裸地

以下に各群落の概要を説明する。また、史跡周辺の代表的な樹林である常緑広葉樹林と落葉広葉樹林の断面模式図を図2-6、図2-7にそれぞれ示す。

常緑広葉樹林(図2-6、写真2-3及び写真2-4)

主要な構成種がスダジイ、タブノキ、ヤブツバキ、アオキ、キツタの常緑樹である林分を常緑広葉樹林として区分した。下層にはアズマネザサやリョウメンシダ、オニヤブソテツなどが生育している。この林分は調査範囲内において、自然植生に最も近い植物群落である。

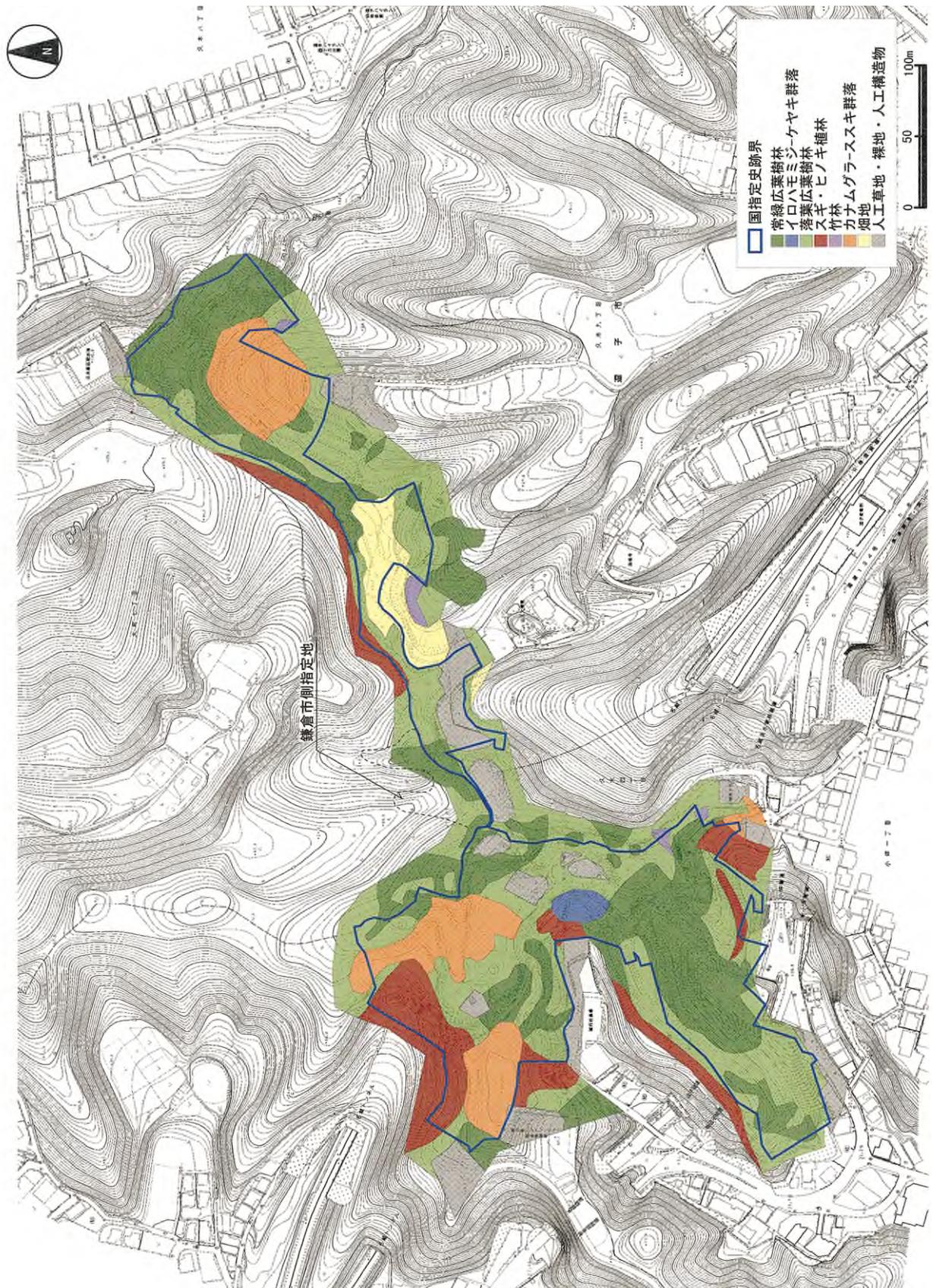


図2-5 指定地周辺の植生(逗子市教育委員会『国指定史跡名越切通地形図』より抜粋・加筆)



図2-6 常緑広葉樹林の断面模式図

落葉広葉樹林(図2-7、写真2-5及び写真2-6)

高木層にコナラ、ヤマザクラなどが生育している林分と、高木層にカラスザンショウ、ヤマハゼなどが生育している林分を落葉広葉樹林として区分した。これら林分は自然植生に伐採などの影響が加わることで形成された植物群落であり、自然植生への遷移途中であるといえる。

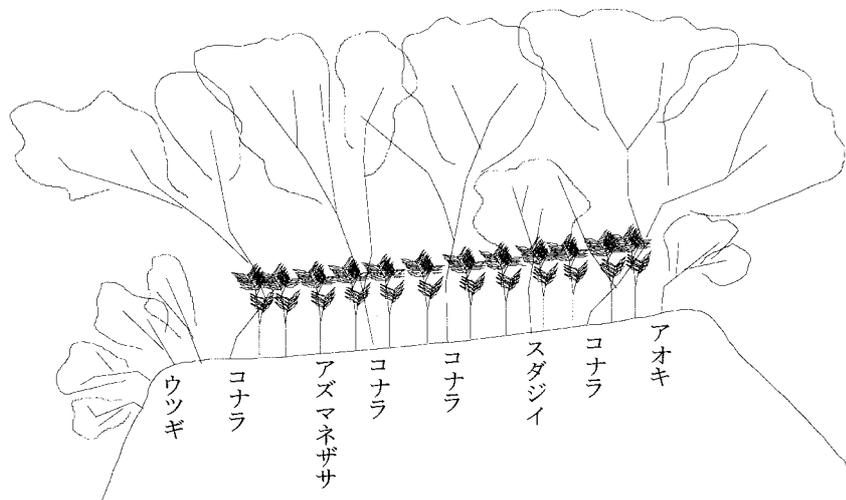


図2-7 落葉広葉樹林の断面模式図

スギ・ヒノキ植林(写真2-7)

スギあるいはヒノキが植林されている林分をスギ・ヒノキ植林として区分した。調査範囲内で確認されたスギあるいはヒノキは、樹高が10m以上となっており、植林されて少なくとも10年以上は経過しているものと思われる。

竹林

マダケが優占する群落。調査範囲の一部に確認された。

カナムグラ - ススキ群落(写真2-8)

高木層は存在せず、草本層にススキやつる性のカナムグラ、クズが繁茂する群落。樹林の伐採あるいは畑地の放棄により形成された植物群落である。

畑地

調査範囲内の平坦地にみられる耕作地。きわめて頻繁に管理が行われている植物群落である。

人工草地・裸地・人工構造物

ほとんど植生が生育していないところや無植生地。

4 - 3 . 現在の植生から考えられる整備方針

スダジイ、タブノキからなる常緑広葉樹林は、現在、逗子市全体においても寺社林や斜面にのみ小面積で残存する状態となっている。また、この植生は自然植生に近いものであり、切通が開削された当時の植生とほぼ同様の形状を残しているとも考えられる。これらの自然環境的な価値及び歴史的な価値を考慮し、保全していくことが望ましい。コナラなどからなる落葉広葉樹林は半自然的な植生で、自然と人間の直接的な干渉の場であることから、歩道などを設置することが可能な場所として位置づけられる。また人為的影響が比較的頻繁に加わっている植生である畑地やカナムグラ - ススキ群落は、平坦地であり、便益施設及び休養施設用地としての利用が考えられる。

写真2-3 常緑広葉樹林
スダジイやタブノキなどが優占する群落。史跡周辺の斜面によく見られる。



写真2-6 落葉広葉樹林
カラスザンショウやヤマハゼが優占する群落。小径木が密に生育している。



写真2-4 切通上の常緑
広葉樹林

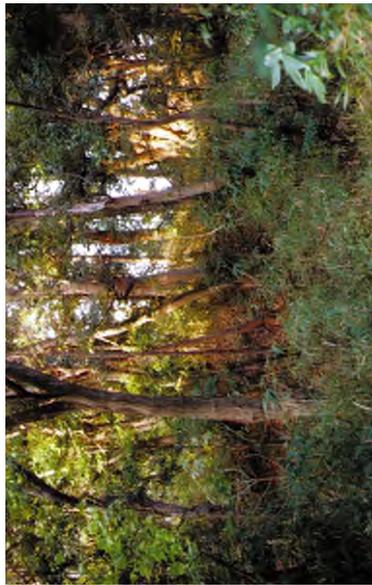


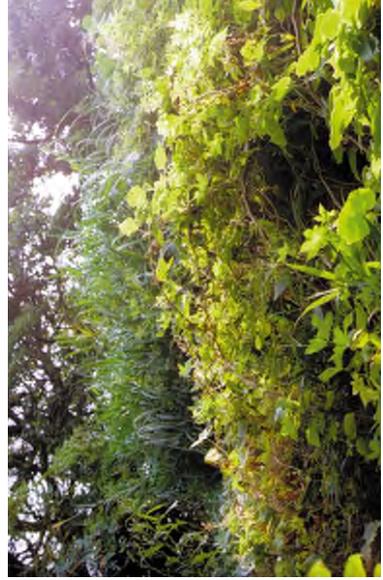
写真2-7 スギ・ヒノキ植林
スギあるいはヒノキの植林地。谷部の斜面に分布するが、史跡内にはほとんど分布しない。



写真2-5 落葉広葉樹林
コナラが優占する群落。下層にはアズマネザサが生育している。



写真2-8 カナムグラ - ススキ群落
カナムグラやクズ、ススキが繁茂する群落。史跡内の平坦部にみられる。



指定地周辺の植生写真

5. 動物

哺乳類ではアズマモグラ・タヌキが生息し、ノウサギも生息していると考えられる。また、近年、台湾リス(帰化動物) が鎌倉から当地域へ分布を広めている。

鳥類ではトビ・ハシブトガラスの他、サシバ(夏鳥) ・ノスリ(冬鳥) ・ハヤブサ(冬鳥) などの猛禽類が飛来し、エナガ・コゲラ・イカル・メジロ・シジュウカラなどの森林性の鳥類が生息している。また、カワセミ・コサギは名越溜池を餌場としている。なお、この溜池は、コシアキトンボ・オオシオカラトンボなどの発生を見る他、多くの水生昆虫を育む貴重な池である。

写真2-9に代表的な動物の写真を示す。



アズマモグラ



台湾リス



サシバ



カワセミ

写真2-9 史跡周辺に生息する動物

(阿部永監修『日本の哺乳類』、日高敏隆監修『日本動物大百科』2巻、森岡照明・叶内拓哉・川田隆・山形則男『図鑑日本のワシタカ類』、高野伸二編『日本の野鳥』より)

第2節 史跡周辺の社会的条件

1. 人口

逗子市は、昭和40年代高度経済成長に伴う首都圏のベッドタウンとして大規模宅地開発により昭和40年代から昭和50年代前半まで人口が急増した。しかし、昭和50年代半ばに、大規模宅地開発地区の定住化がほぼ完了した後は、減少傾向にある。これに加え、人口が相対的に高齢化し、子どもを産み育てる年齢層の減少傾向が続いたこともあって、平成2年以降は自然減となっている。総人口は昭和55年の58,479人をピークに、平成7年の56,578人まで減少傾向が続いた。その後はほぼ横這い状態で、平成12年10月1日現在の推計人口は57,290人である。今後は大規模な宅地開発が行われる地区を除き、大幅な人口増加はないと予想される。

このように大きな人口の増加がない中で、高齢者（65歳以上）人口比率の増加と年少者（15歳未満）人口比率の減少が年々進んでおり、平成12年末における高齢者人口比率は約21%、年少者人口比率は約12%である。今後、高齢化はさらに進むと考えられる。

指定地は鎌倉逗子ハイランド、亀ヶ岡団地に接しており、これらの団地には約7,000人の人口がある。しかし、これらの団地の入居はすでに終了していることから、今後大幅な人口増加はないものと考えられる。

図2-8に逗子市の人口及び世帯数の推移を示す。

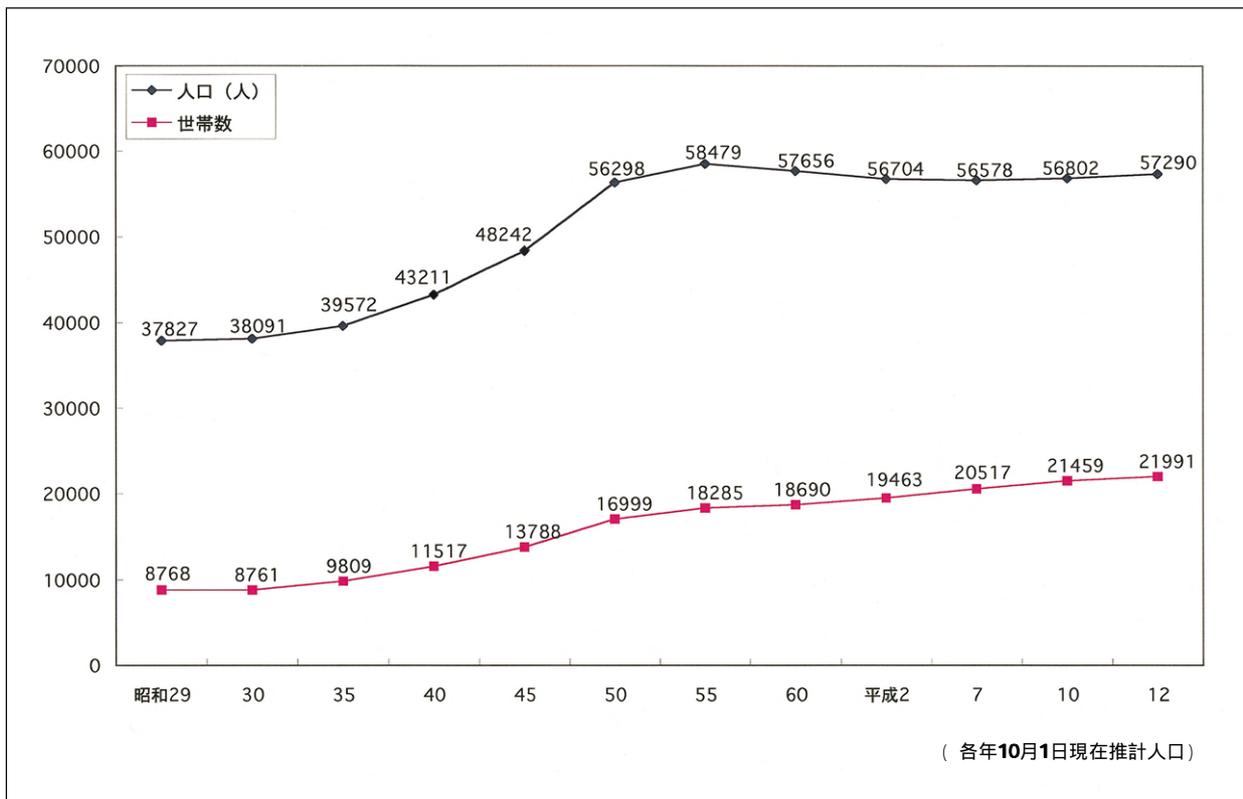


図2-8 逗子市の人口と世帯数の推移
(逗子市『逗子市市勢要覧 平成11年度版』より)

2. 産 業

逗子市の就業人口は増加しており、平成7年の国勢調査では就業者数は26,866人となっている。

逗子市は古くは保養地、別荘地として、高度経済成長期以降は住宅都市として発達してきた。そのため、第三次産業就業者が74.4%と最も多く、第二次産業就業者が24.3%、第一次産業就業者が0.5%となっている。第三次産業は増える傾向にあり、第一次産業、第二次産業の就業者は徐々に減っている。第三次産業就業者数は、神奈川県全体での比率(約65%)に比べ高い割合となっている。また、全就業者の約70%が市外への通勤者となっている。

農業は畑作程度で、家庭菜園的なものがほとんどである。地場産業ともいえる水産業では沿岸漁業が行われているが、漁獲量は年々減っている。工業は機械などの製造業が多く、事務所の大部分が9人以下の小規模なものである。商業は逗子駅周辺を核として、食料品、日用品、雑貨などの小売業が中心で、高級品の販売傾向は東京・横浜などへの流出が多くなっている。また、逗子海岸への海水浴客や逗子マリーナへの利用客もあり、観光も重要な産業の一つとなっている。

本史跡の整備事業計画に際しては、逗子市の観光資源の一つであるという認識のもと、他の観光関連事業との調整を図っていく必要がある。

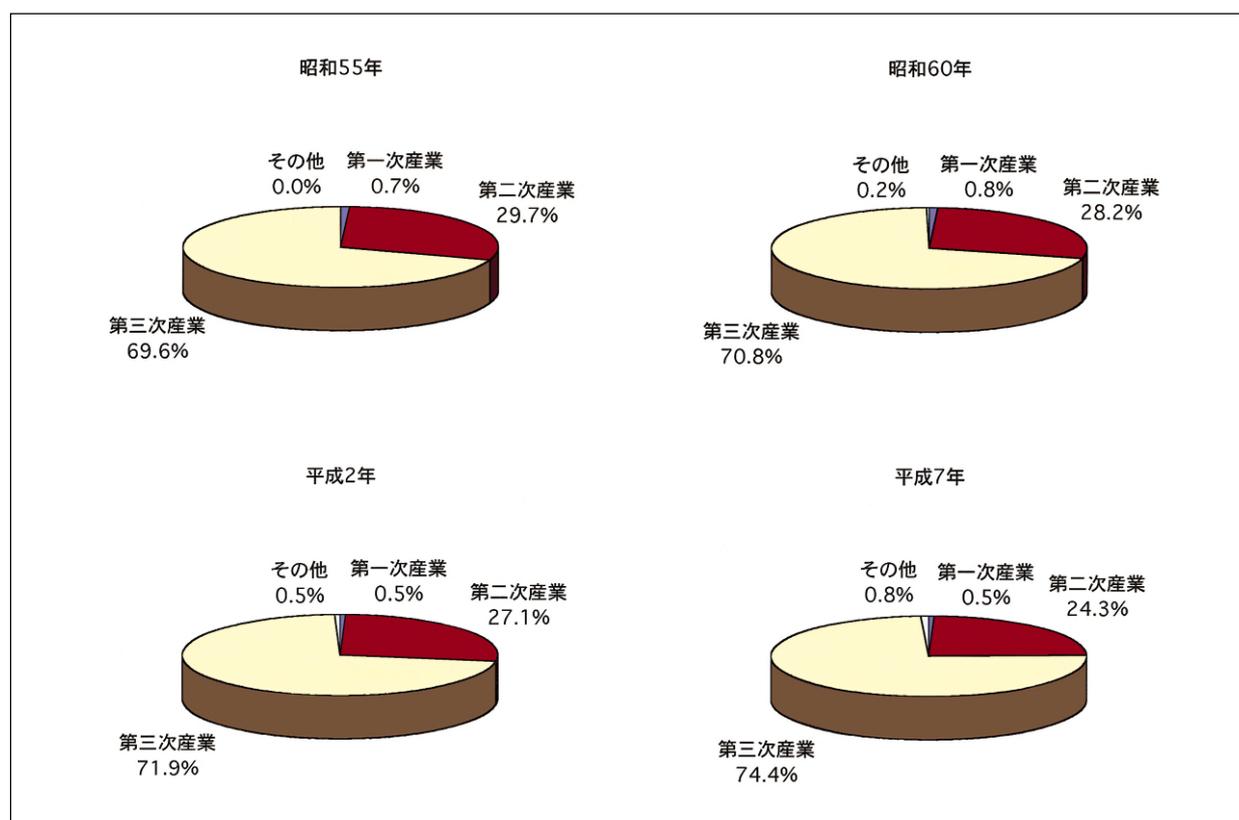


図2-9 産業別就業人口の推移
(逗子市『逗子市市勢要覧 平成11年度版』より)

3. 交通

指定地周辺の交通としては、指定地の下を県道鎌倉・葉山線が通っており、これは鎌倉市内及び葉山町内で国道134号(湘南道路)に合流し、指定地近くでは市道小坪名越線で結ばれている。また、逗子駅前で主要地方道横須賀逗子線と結び、逗子インターチェンジにより横浜横須賀道路に通じている。

指定地までのアクセスは、周囲に駐車場及び適当な駐車スペースがないため、公共交通機関を利用することになる。徒歩で現地に向かう場合は、JR逗子駅より県道鎌倉・葉山線を鎌倉方面に進み(約1.5km)、新逗子隧道入り口横の階段を登り、切通路に出るルートが最もわかりよい。JR逗子駅よりバス便を利用する場合は、京急バス名越経由・鎌倉駅行の緑ヶ丘入口バス停にて下車、そこからは徒歩と同様のルートをたどる。

指定地内で通行可能な道は、大切崖崖面上段の道と切通路である。この2本の道はまんだら堂やぐら群の北側で結ばれており、車の通行はできない。切通路へは県道鎌倉・葉山線から階段を上って入るか、亀ヶ岡団地方面から入ることになり、切通路を抜けると鎌倉市大町方面へ出ることができる。大切崖崖面上段の道へは切通路から入るか、法性寺の境内、墓地を抜けて入ることになる。東へ抜けると鎌倉逗子ハイランドや鎌倉市子ども自然ふれあいの森への散策路へ出ることができる。

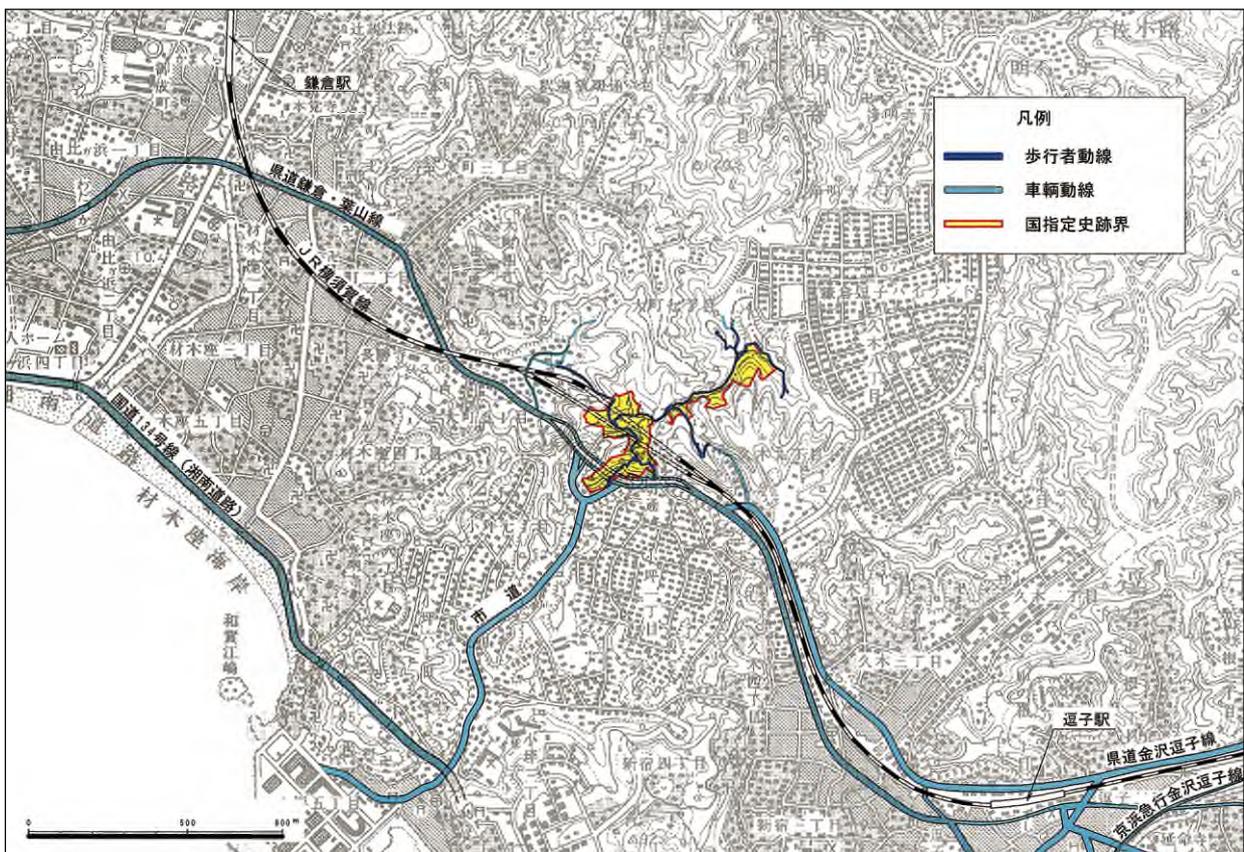


図2-10 指定地周辺の交通状況(国土地理院『2万5千分の1地形図』「鎌倉」より抜粋・加筆)

4. 土地利用

史跡指定地内はその多くが山林であり、一部畑地や墓地などに利用されている。面積の割合で見ると、山林が約92%、畑が約7%、墓地が1%である(図2-11、図2-12 参照)。

指定地周辺については、特に指定地の西南側及び北東側に大規模な宅地造成地が広がっており、指定地付近まで迫っている。

【指定地西側】

名越切通の下は名越トンネルで、JR横須賀線が通っている(写真2-10)。西端には県道鎌倉・葉山線が新小坪隧道・小坪隧道、新逗子隧道・逗子隧道、新名越隧道・名越隧道を通っている。また、谷に沿って西側から指定地に入り込むような形で火葬場がある(写真2-11)。新小坪隧道・小坪隧道及び新逗子隧道・逗子隧道の上部には平地があり、そこから切通路、まんだら堂やぐら群に行くことができる。亀ヶ岡団地方面からの入口のすぐ東側には名越配水池がある(写真2-12)。

崩落部分は現在通行止めとなっており、代替の通行路として迂回路が設置されている。まんだら堂やぐら群は戦後所有者の手によって整備され、平成12年度までアジサイや花しょうぶなどのお花畑として公開されていたが、現在は閉鎖されている。

【指定地中央部】

指定地中央部の細くなったところには指定地に隣接して民家があり(写真2-13)、切岸の下部にあたる南側は法性寺の墓地と接している(写真2-14)。北側は鎌倉市側指定地(5筆3,291m²)となっており、石廟2基が建っている(p.43 参照)。

【指定地東側】

指定地内には大規模な切岸状遺構がまとまって分布し、大切岸を形成している。指定地のさらに東側にも、現在露頭している部分から東へ同様な形状の切岸状遺構が連なって分布している。大切岸下は段状に畑地になっている(写真2-15)。

指定地の北東側は鎌倉市子ども自然ふれあいの森に接しており、指定地から続いて散策することができる。指定地の東端からすぐ北側には久木高区配水池がある。

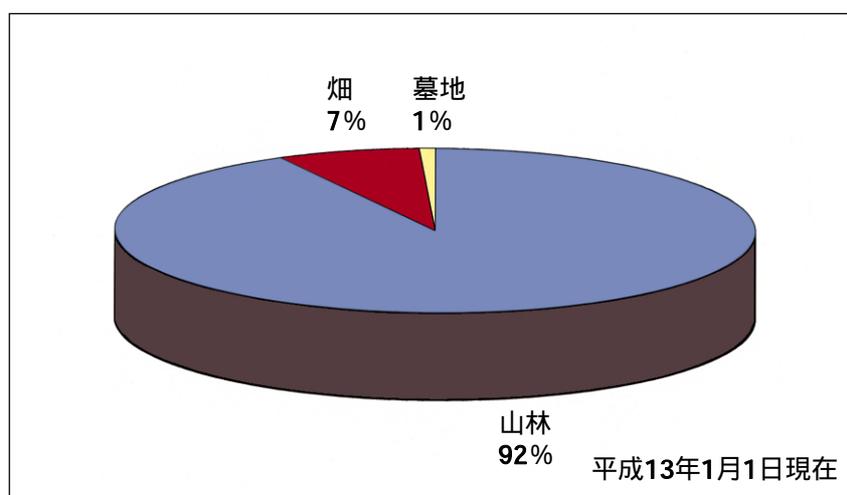


図2-11 指定地の地目別利用状況

表2-2 指定地内の利用状況

地番	地目	地積 m ²	所有者	指定年度	
小坪7丁目 (小坪字なごえ)	1226	山林	214.00	民有地	昭和41年度指定
	1227-1	"	22.00	"	
	1227-2	"	* 374.51	逗子市	
	1229	"	* 211.57	"	
(小坪字まんだらどう)	1244-3	"	* 491.03	民有地	
	1245-1	"	* 4742.47	"	
	1248-1	"	* 1747.49	逗子市	
(小坪字こうとう)	1249-1	"	661.00	"	
	1249-2	"	66.00	"	
	1252-1	"	831.00	"	
	1253-1	"	1434.00	"	
	1253-3	"	1145.00	"	
	1254	"	* 354.73	"	
小計		12294.80			
小坪7丁目	1233	山林	1262.00	逗子市	昭和56年度指定
	1234	"	59.00	"	
	1235-1	"	1813.00	"	
	1235-2	"	1161.00	民有地	
	1236	"	148.00	逗子市	
	1237	"	1031.00	"	
	1238-1	"	393.00	"	
	1238-2	"	283.00	"	
	1239	"	730.00	"	
	1240	"	353.00	"	
	1241-1	"	1061.00	"	
	1241-2	"	376.00	"	
	1241-3	"	347.00	"	
	1242	"	456.00	"	
	1243	"	95.00	"	
	1244-1	"	99.00	"	
	1244-2	"	66.00	"	
	1245-2	"	909.00	"	
	1247-2	"	105.00	"	
小計		10747.00			
小坪7丁目	1230	山林	* 222.49	逗子市	昭和58年度指定
	1231-1	"	586.00	民有地	
	1231-2	"	* 2323.01	"	
	1250	"	1633.00	逗子市	
	1251-1	"	2931.00	"	
	1269-1	"	1716.00	民有地	
	1269-8	宅地	2.26	"	
	久木9丁目	1787	山林	317.00	
1788-1	畑	191.00	"		
1788-2	墓地	198.00	"		
1862-3	畑	829.00	民有地		
1862-4	墓地	146.00	寺社地		
1866	山林	148.00	逗子市		
1867	畑	680.00	"		
1868	"	221.00	"		
1869	"	185.00	民有地		
1870	"	707.00	"		
1871	"	59.00	"		
1872-1	山林	35.00	"		
1872-2	"	400.00	"		
1879	畑	42.00	"		
1910-1	山林	3464.00	逗子市		
1910-3	"	347.00	民有地		
1910-4	"	2614.00	逗子市		
1910-10	"	1355.00	"		
1910-14	"	224.00	民有地		
1910-16	"	330.00	"		
1910-17	"	436.00	"		
1910-18	"	214.00	逗子市		
1910-19	"	198.00	"		
1910-20	"	181.00	"		
1910-21	"	148.00	"		
1910-22	"	261.00	"		
小計		23343.76			
指定総計		46385.56			

注：地番の()内は旧字名を示す。また、地積の*は実測地積、それ以外は登記地積。
指定総計地積は、平成13年1月1日現在の公簿地積に実測地積を含めた数字。

(平成13年1月1日現在)

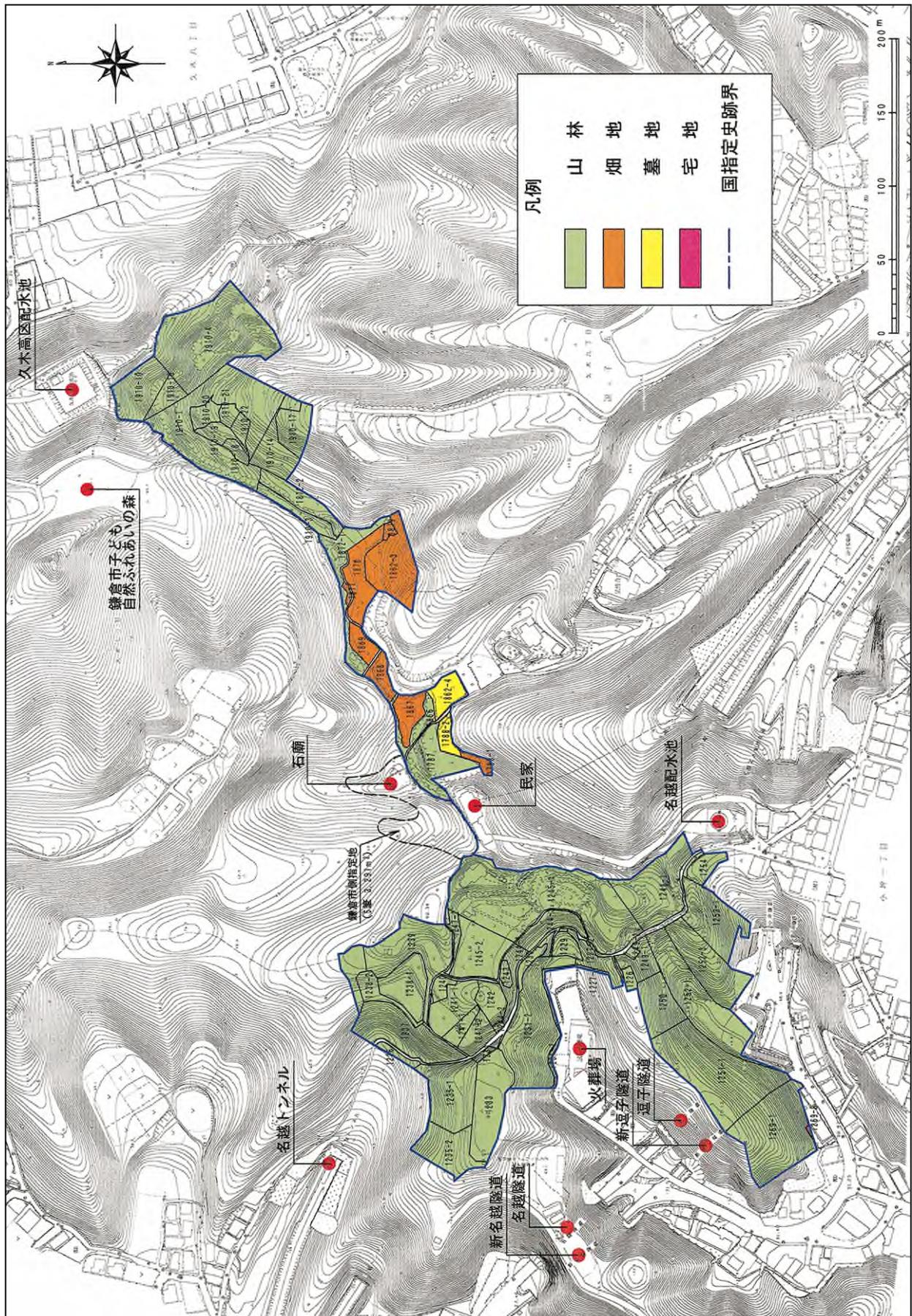


図2-12 指定地の土地利用状況(逗子市教育委員会『国指定史跡名越切通地形図』より抜粋・加筆)



写真2-10 名越トンネル上から横須賀線を望む



写真2-11 火葬場



写真2-12 名越配水池



写真2-13 指定地中央部に隣接した民家



写真2-14 大切岸上段から見た法性寺の墓地



写真2-15 大切岸南側の畑地

指定地周辺写真

5. 観光・レクリエーション

5-1. 逗子市の観光

逗子海岸は遠浅で波は静かであり、夏になると海水浴場として家族連れでにぎわう。また、年間を通じてヨット、ウィンドサーフィンなどのマリンスポーツを楽しめる場として、若者たちにも親しまれている。また、温暖な気候に加え、風光明媚な土地であることから、明治から昭和初期以降、保養地として多くの人々に愛されている。年間観光客数は延べ1,015,000人(平成9年度調べ)である。

市内には、古道をもとに「歴史と伝説の道」と名付けられた散策道や自然や文化財を巡りながら散策できるハイキングコースが整備されている。

逗子市内の指定文化財は、国指定が3件(うち建造物1件、史跡2件)、県指定が7件(うち建造物1件、絵画2件、彫刻1件、美術工芸1件、天然記念物2件)、市指定が19件(うち建造物2件、彫刻8件、工芸2件、史跡5件、天然記念物2件)である。

図2-13に逗子市のハイキングコース・指定文化財を、表2-3に逗子市の指定文化財を示す。

表2-3 逗子市内の指定文化財一覧

区分	種別	名称	所在地・所有者	指定年月日	番号	
国	建造物	五輪塔 石造 乾元二年銘)	池子2-8-33 東昌寺	昭和28.8.29	1	
	史跡	名越切通	小坪7丁目、久木9丁目	昭和41.4.11他	2	
		和賀江嶋	小坪5丁目	昭和43.10.14	3	
県	建造物	神武寺薬師堂 附棟札3枚	沼間2-1402 神武寺	昭和60.11.29	4	
	絵画	絹本着色大威徳明王像	沼間2-1402 神武寺	昭和29.3.30	5	
		絹本着色千手観音像	沼間2-1402 神武寺	昭和29.3.30	6	
	彫刻	木造阿弥陀如来立像	沼間2-20-17 光照寺	昭和56.7.17	7	
	美術工芸	銅鐘 応永十年銘)	沼間2-12-15 海宝院	昭和44.12.2	8	
	天然記念物	五霊神社の大イチョウとその周辺の樹木	沼間3-10-34 五霊神社	昭和42.7.21	9	
		鐙摺の不整合を示す露頭	桜山9-2405-21 逗子市	昭和52.5.20	10	
	市	建造物	観音堂	久木5-7-11 岩殿寺	昭和46.12.23	11
			四脚門	沼間2-12-15 海宝院	昭和48.1.26	12
彫刻		木造不動明王立像	沼間2-1402 神武寺	昭和45.5.1	13	
		木造薬師如来坐像及び日光・月光菩薩立像	沼間2-1402 神武寺	"	14	
		木造阿弥陀如来坐像	池子2-8-33 東昌寺	昭和46.12.23	15	
		木造阿弥陀三尊立像	小坪5-10-17 海前寺	昭和47.7.28	16	
		木造阿弥陀如来立像	小坪4-26-3 仏乗院	"	17	
		銅像阿弥陀三尊像	逗子3-1-17 延命寺	昭和48.1.26	18	
		木造十王及び奪衣婆坐像	桜山7-7-1 宗泰寺	"	19	
		木造十一面観音菩薩坐像	沼間2-12-15 海宝院	昭和49.12.18	20	
工芸		緑釉唐草文瓶ほか一括	沼間2-1402 神武寺	"	21	
		菊座鈕小松流水文双雀鏡 菊座鈕小松散文双雀鏡 他硯二面	小坪4-9-23 勝島一雄 (逗子市郷土資料館に展示中)	"	22	
		史跡	こんびら山やぐら群	沼間2-1402 神武寺	昭和45.5.1	23
みろくやぐら			沼間2-1402 神武寺	"	24	
先祖やぐら横穴			沼間2-23-24 桐ヶ谷明弘	昭和46.12.23	25	
山の根谷装飾横穴			山の根2-1-6 小沢勉	昭和47.8.18	26	
六代御前の墓伝説地			桜山8-2013	昭和48.2.21	27	
天然記念物		「鐙摺の不整合」の露頭	桜山9-2448-4 逗子市	昭和47.7.28	28	
		神武寺周辺の岩隙植物群落	沼間2-1402 神武寺	平成5.5.12	29	

(逗子市『逗子市市政要覧 平成11年度版』より)

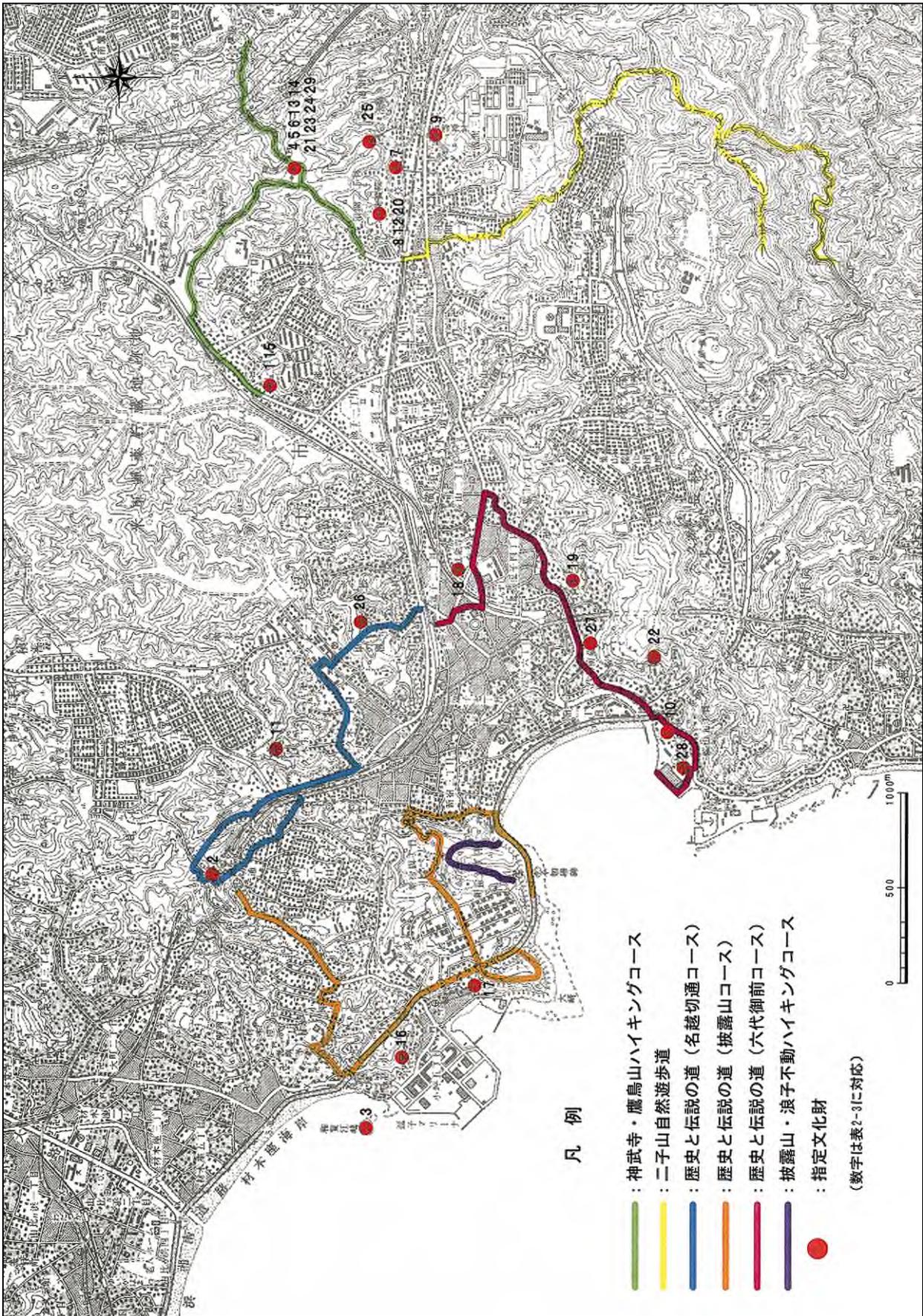


図2-13 逗子市のハイキングコース・指定文化財
 (国土地理院『2万5千分の1地形図』「鎌倉」より抜粋・加筆)

5 - 2 . まんだら堂やぐら群周辺

まんだら堂やぐら群の名称の由来については全く不明であり、それを伝える資料もない。まんだら堂やぐら群前面の平場は、四季の花々を楽しめるお花畑として観光の名所となっており、特に6月のアジサイ、9月のヒガンバナなどの季節には多くの花見客が訪れていたが、公有化を機に平成12年度中に閉鎖されている。

園路途中の展望台からは、江ノ島や相模湾が眼下に眺められる。

写真2-16にお花畑の様子を、写真2-17に展望台を示す。



写真2-16 お花畑のアジサイ



写真2-17 展望台

5 - 3 . 鎌倉市の観光

鎌倉市は、中世日本の政治・文化の中心地として栄えた古都・鎌倉として有名で、1年間に延べ約1800万人(平成9年度調べ)の観光客でにぎわう。市内には由緒ある寺院や神社が数多く存在し、またこれらの寺院はそれぞれに四季折々の花の名所となっていることから、寺社巡りやハイキングなどをする人々で一年中にぎわっている。

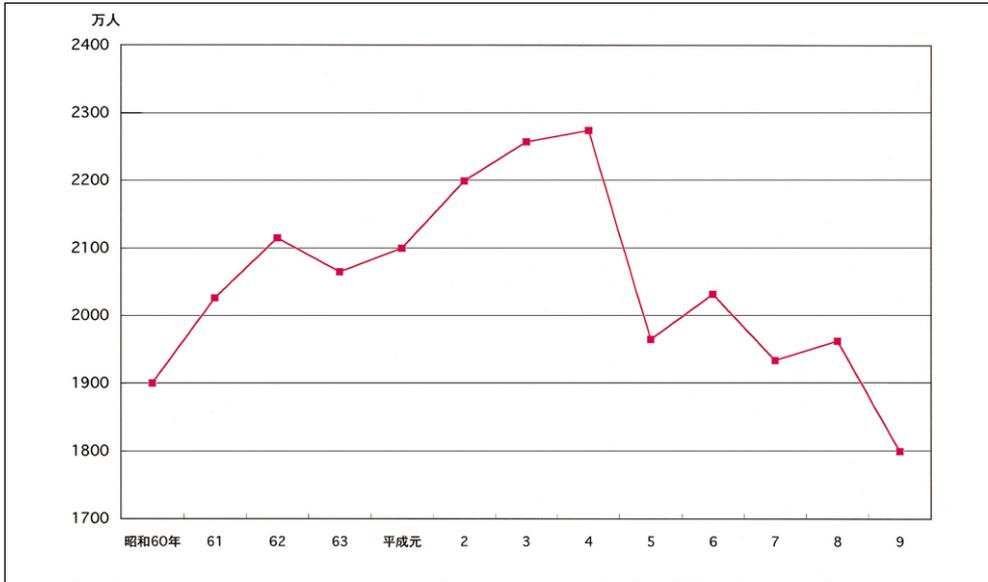


図2-14 鎌倉市の観光客 (鎌倉市『鎌倉市市政要覧グラフ版』より)

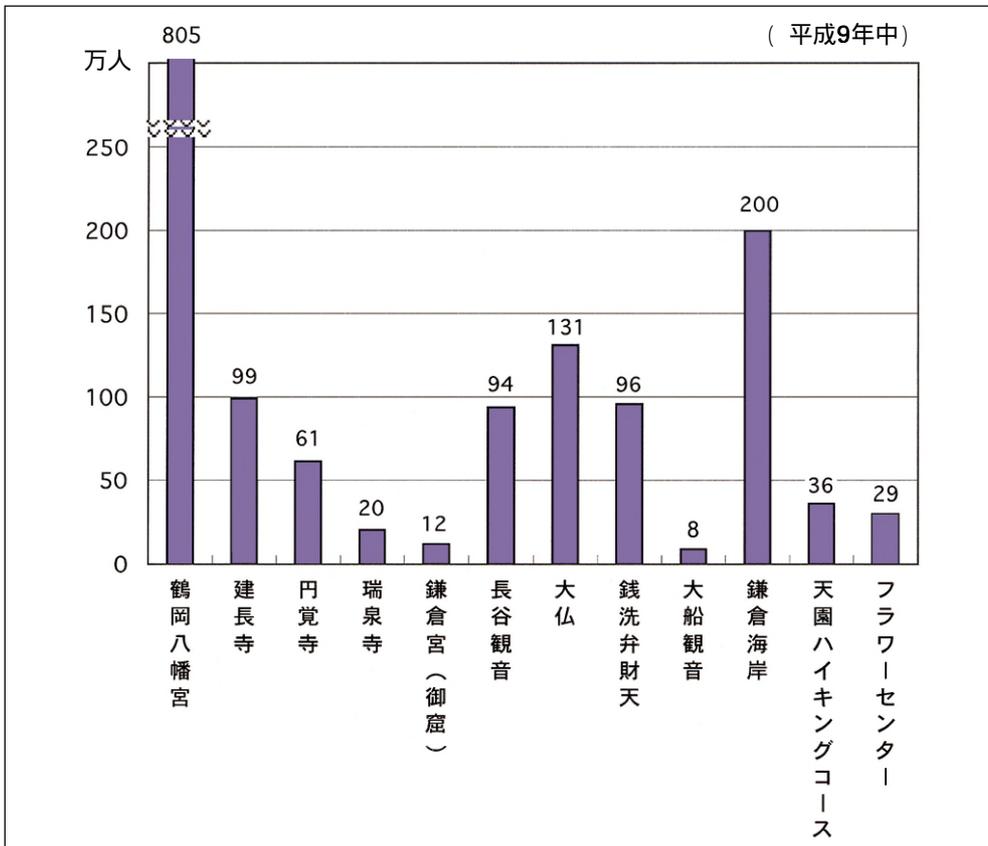


図2-15 主要観光地別来訪状況 (鎌倉市『鎌倉市市政要覧グラフ版』より)

6 . 史跡指定地に関わる土地規制状況

指定地は、「都市計画法」による市街化調整区域が大部分を占める。以下に地区の法的規制を整理する。

6 - 1 . 都市計画法(図2-16 参照)

指定地は「都市計画法」による都市計画区域に指定されており、用途は大半が市街化調整区域である。なお、指定地に隣接する西端の新逗子隧道・逗子隧道以西及び法性寺以東は市街化区域の第一種低層住居専用地域である。

6 - 2 . 森林法

「森林法」の第34条によると、保安林においては造林または保育のための軽易な行為(地ごしらえ、下刈り、蔓切り、枝打ち、倒木または枯死木の損傷など) 以外については、県知事の許可を受けなければならない。

ただし、史跡指定地内において保安林にかかる範囲はない。

6 - 3 . 文化財保護法(国指定史跡)

文部大臣は記念物のうち重要なものを史跡、名勝または天然記念物に指定することができる(第69条)。史跡に指定された史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更しまたはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には、文化庁長官の許可を受けなければならない(第80条)。

名越切通の指定地はこれにかかるもので、現状変更に対する規制を受けている。

6 - 4 . 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(図2-16 参照)

史跡指定地に隣接する鎌倉市側部分は、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」(以下「古都保存法」という。) により歴史的風土特別保存地区(以下「特別保存地区」という。) 及び歴史的風土保存区域(以下「保存区域」という。) に指定されている。

保存区域に指定されている場合には、開発行為や土石の採取などにより土地利用状況を変更する際に、あらかじめ県への届け出が必要となる(第4条)。また、特別保存地区に指定されている場合には、保存区域同様の開発行為の他に建築物などの色彩の変更や広告物の表示や掲出をする際に、あらかじめ県の許可が必要となる(第6条)。

史跡指定地は、平成12年3月31日に「古都保存法」の改正により、「鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存区域」として新たに追加され、上記の規制が適用されることとなった。

6 - 5 . 急傾斜地崩壊危険区域

史跡指定地周辺には、急傾斜地崩壊危険区域が分布している。同じような急傾斜地は指定地内にも分布しているが、周囲に人家がないことから危険区域には指定されていない。しかし、今後史跡の公開活用を目指す上で、指定地内の崩壊危険部分を把握しておくことは不可欠である。

6 - 6 . 逗子市の良好な都市環境をつくる条例(図2-17 参照)

逗子市では、「逗子市の良好な都市環境をつくる条例」第6条第1項の規定により定められた環

境影響評価に係る指針(評価指針)に基づき、市内全域について10mメッシュ(100m²の正方形)ごとに自然環境をAからDの4つのランクに評価している。各ランクごとにガイドラインとしての保全目標が次の通り定められている。

- Aランク...環境保全目標 おおむね80%
- Bランク...環境保全目標 おおむね60%
- Cランク...環境保全目標 おおむね40%
- Dランク...緑被達成目標 おおむね20%

対象となる事業は、開発行為など自然環境に影響を及ぼす土地の区画形質の変更や木竹の伐採または移植、土石の採取などで、面積が500m²以上の規模のものである。これに該当する事業を行う場合には、評価指針に基づいた計画を策定し、市長に届け出る必要がある。

6-7. 鎌倉の世界遺産登録

「世界遺産」は、地球上に存在するさまざまな文化遺産・自然遺産の中で地球規模で重要なものを、世界のすべての人々にとってのかけがえのない財産として捉え保護していこうという国際条約に基づき、定められている。世界遺産条約の締結国は自国内の物件の中からその候補をあげることができ、日本では文化遺産として8ヶ所、自然遺産として2ヶ所がすでに世界遺産リストに登録されている(平成13年1月現在)。また、国内の次なる候補として暫定リストが作成されており、「古都鎌倉の寺院・神社ほか」は、この世界遺産の暫定リストに登載され、現在本登録へ向けての検討が進められている。

暫定リストには、“都市計画の中心となった鶴岡八幡宮や若宮大路をはじめ、建長寺・円覚寺・高德院・永福寺などの寺院や寺院跡、港の遺跡である和賀江嶋などとともに、丘陵部分には外部に通じる交通路としての険しい切通し道(鎌倉七口)が現存する”と記述されている。すでに他の切通では、切通とその周辺の防衛遺構を中心とした詳細分布調査が実施され、報告されている(鎌倉市教育委員会『仮粧坂周辺詳細分布調査報告書』(1996)、『亀ヶ谷坂周辺詳細分布調査報告書』(1998)、『大仏切通周辺詳細分布調査』(1999))。

平成11年1月28日には、神奈川県教育庁生涯学習部文化財保護課(現:神奈川県教育庁教育部生涯学習文化財課)と鎌倉市教育委員会生涯学習部文化財課及び企画部が参加し、「古都鎌倉の世界遺産登録検討連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を発足させ、当連絡会議において、世界遺産登録に向けての情報の収集・諸課題の整理及び登録推進に向けた諸方策などを検討し、登録に向けての検討を進めている。本市においては、連絡会議の構成員として横浜市とともに同会議に参加し、世界遺産登録の動向を踏まえつつ、史跡整備に取り組んでいるところである。

鎌倉市では、これまで文化財保護法と古都保存法により市内の史跡を保護・保存してきたが、世界遺産登録に向けてさらなる史跡の指定や現況の指定地の拡大を視野に入れている。その一環として、鎌倉市内の切通周辺についての詳細な分布調査や発掘調査を実施している。

名越切通も例外ではなく、平成12年度に神奈川県によって実施された試掘確認調査の結果をもとに、鎌倉市側の史跡範囲が今後拡大することも予想され、鎌倉市側の国指定史跡範囲についても逗子市域と同様な保存管理計画が策定される可能性が考えられる。そこで、今回の保存管理計画策定にあたっては、鎌倉市においても準用が可能な内容にすることとした。

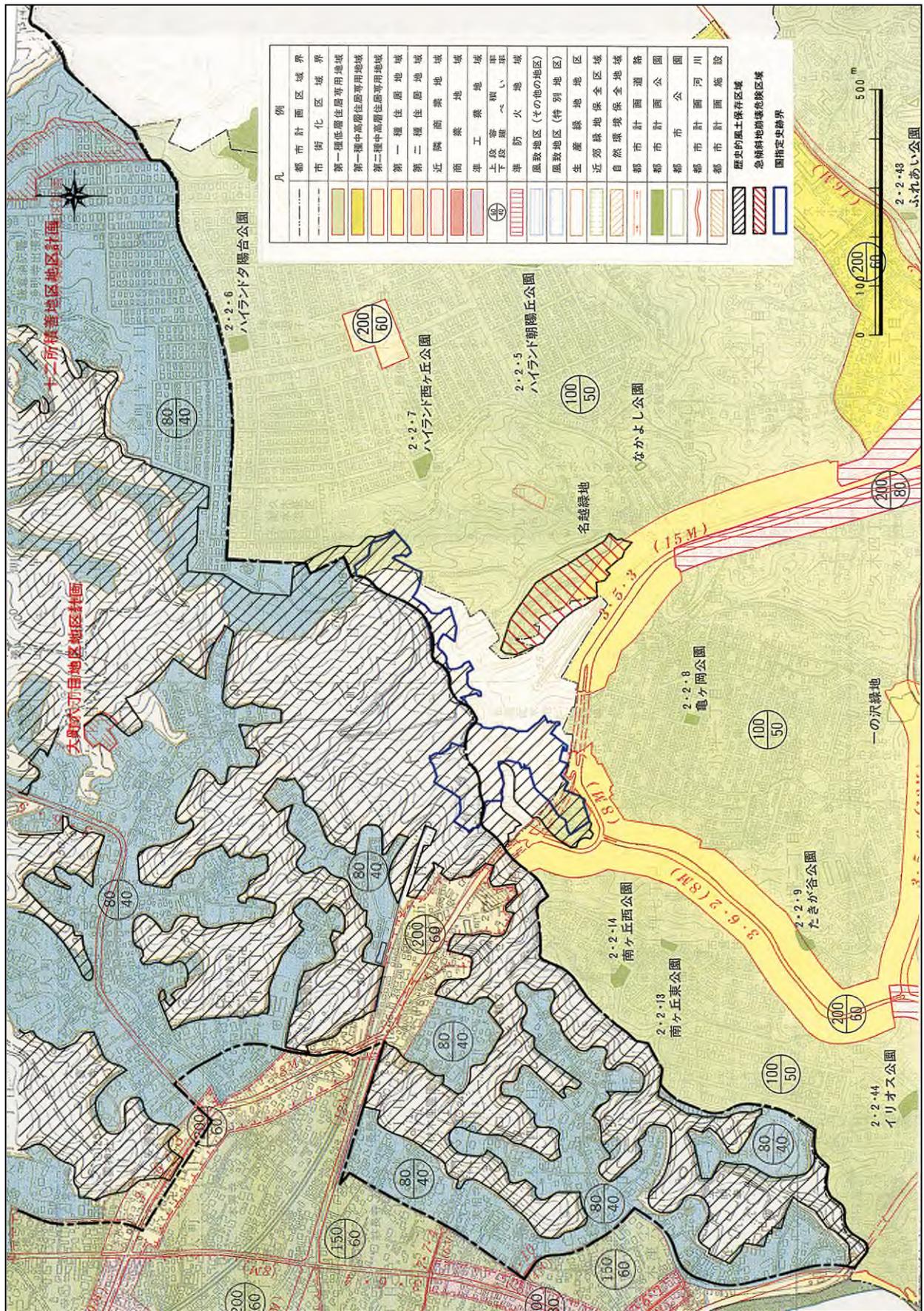


図2-16 指定地周辺の都市計画図

(逗子市『逗子市都市計画図』、鎌倉市『鎌倉市歴史的風土保存区域・風致地区等指定図』を合成・加筆)

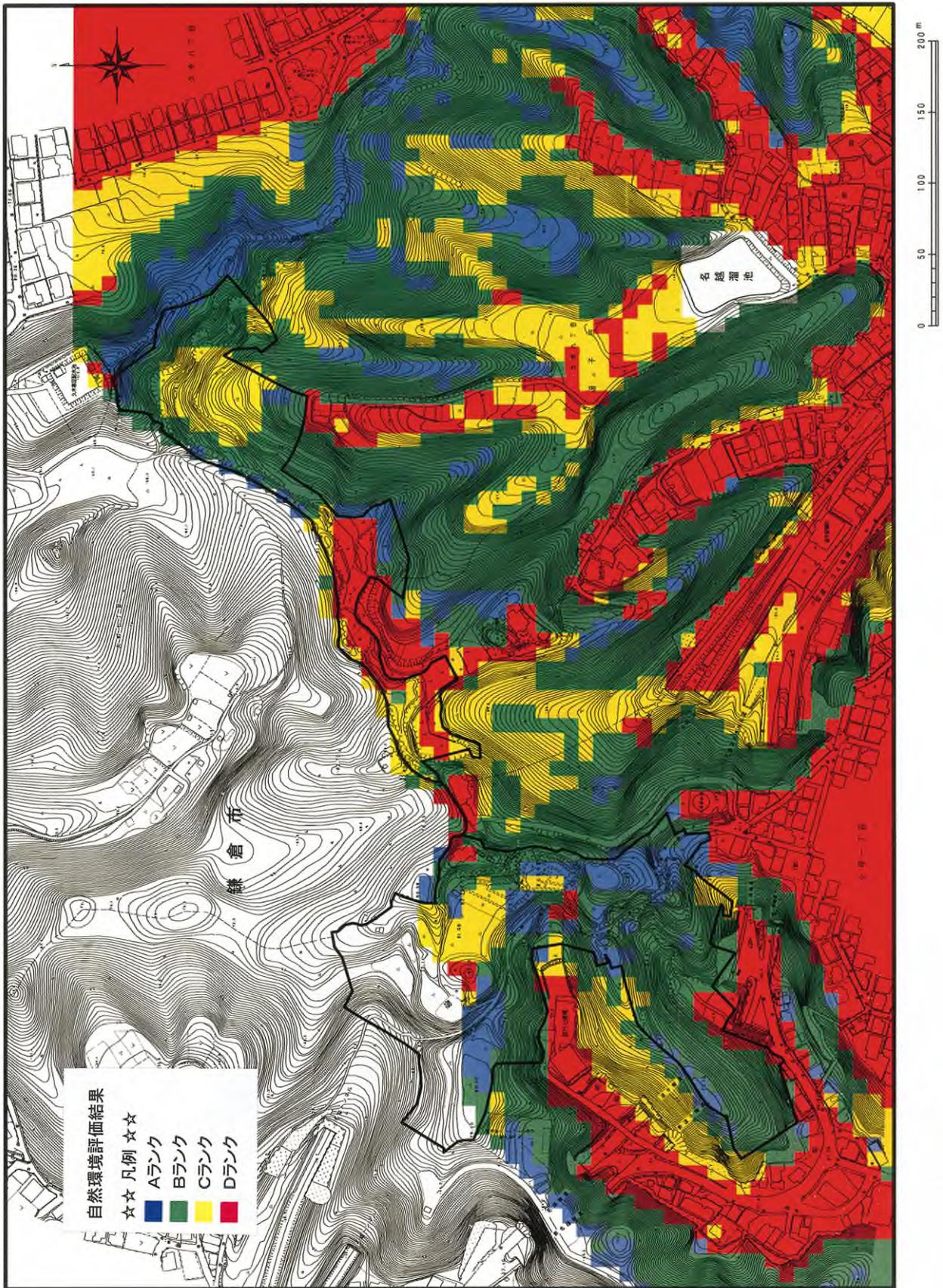


図2-17 指定地周辺の自然環境評価

7. 公有化状況

史跡指定地内は可能な限り全域の公有化を目指し、進めている。

平成12年度より、指定地の中でもきわめて重要な遺構が分布するまんだら堂跡、大切岸区域の公有化に着手し、平成14年度で当該区域の主要部の公有化が終了する。その時点で、公開活用のための整備が必要な区域の公有化が概ね完了する予定である。

平成13年1月1日時点での指定地の所有者状況については、表2-2に示す。

なお、昭和58年度追加指定地の南側に広がる久木9丁目の大規模宅地開発事業計画予定地は、計画が断念され、事業者が所有している土地については逗子市に寄付されたことにより、市有地となっている。土地の所有者別の割合は図2-18に示す。

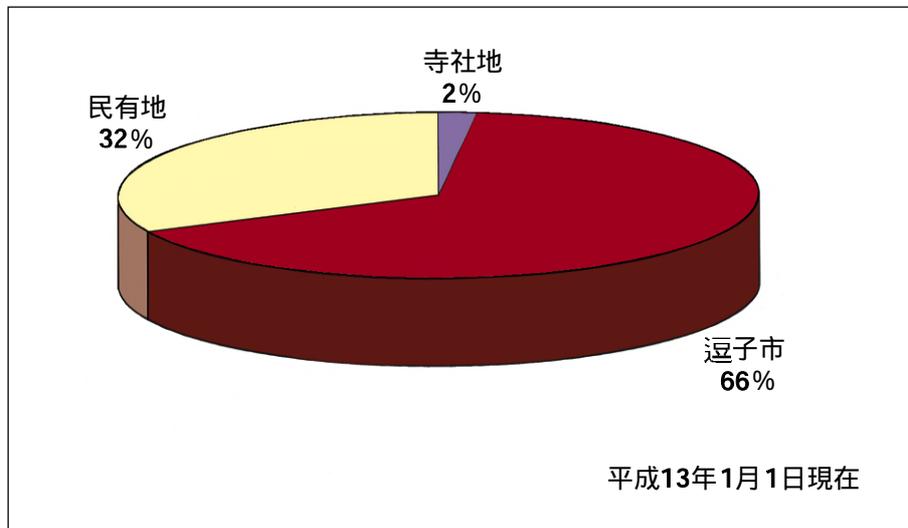
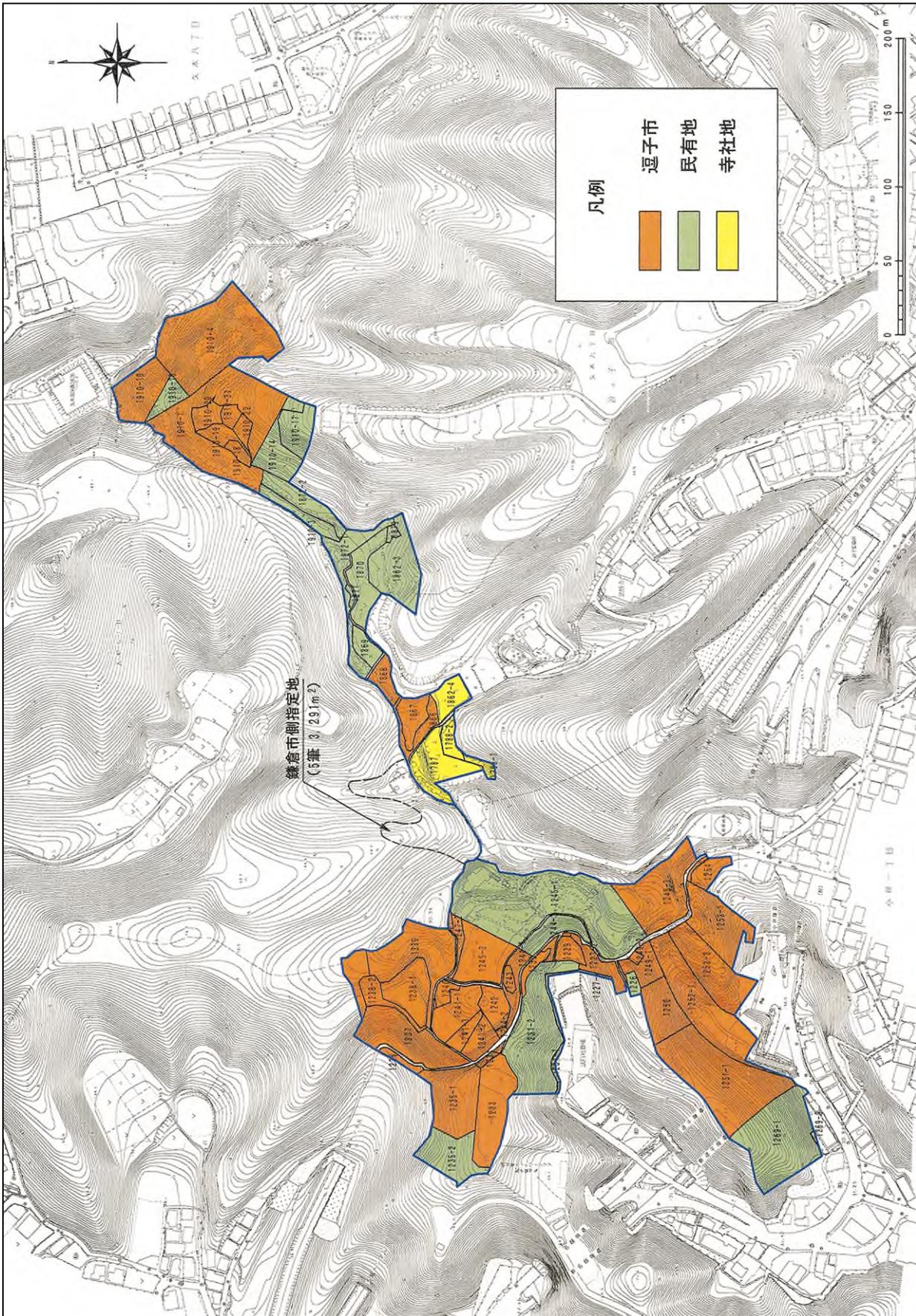


図2-18 所有者別の割合



地番及びその区域は平成13年1月1日現在とする

図2-19 指定地の所有者状況
(逗子市教育委員会『国指定史跡名越切通地形図』より抜粋・加筆)